



『働き方改革パーフェクトセミナー』 開催報告



現在、労働力人口の減少や長時間労働などの労働環境条件の改善として、日本政府によって「働き方改革」が推し進められております。その対応として、より柔軟な人事管理、様々な就業スタイルへの対応と日々発生する業務効率化が重要になっております。

そこで9月16日に開催いたしました本セミナーでは、事業規模問わず求められる「働き方改革」の具体的な内容について、社会保険労務士佐藤秀樹先生の講演で学ぶことが出来ました。働き方改革関連法の大きなポイントである「時間外労働上限規制」「有給休暇制度」「同一労働同一賃金」について 初歩の初歩から法律改正の内容、今後の対応策として実務上の留意点や就業規則の改定ポイント等を詳説していただき、参加された皆様は熱心にメモを取りながらお聞きいただけました。



■ 講演をお聴き頂いた感想

- ・働き方改革の取組の視点が良くわかりました
- ・実際に働き方改革を進める手順についての説明が非常にわかりやすかったです
- ・働き方改革についての情報が整理でき、再認識ができました



■ 佐藤先生より

コロナ機に働き方について考えることとなった経営者の方も多いと思います。確かに大変な時代を迎えていますが、次々と法律も見直されており、特に2020年4月に民法改正、時効制度の改正が行われました。これを受け賃金債権の時効期間の伸張（労働基準法115条改正）についても同じタイミングの2020年4月から時効が従来の2年間から3年間に、そしてその後5年間に伸長されることとなっております。時効期間が長くなることに伴い、付加金の対象期間も長くなるということとなり、経営者の皆様にとって、未払賃金問題は、経営を大きく左右するリスクとなってきます。無用なトラブルから企業を守るためには、このタイミングで給与計算、賃金制度を検証し、見直しを行う必要があります。今回の時効伸張の内容とその影響を確認した上で、実務上よく問題となる「固定残業代」「管理監督者」を中心として、どうすれば適法になるのか、また適法でない場合の制度変更の際の留意点について、具体的に解説致しますので巡回のご希望、個別相談を是非ご利用ください。また自社での働き方改革対応についてもご相談にのります。お気軽に事務局のほうへお問い合わせください。お待ちしております。

“2020働き方改革”
に関する
2つの無料支援!!

①社会保険労務士専門家 巡回指導

労働時間管理の諸問題や改善策について規程の整備に役立つモデル規定、協定の作成方法を提供します

②社会保険労務士専門家 個別相談会

社会保険労務士により個別相談に応じます。自社の対応策や疑問解決等に丁寧にお答えします

■ 申込先

高松ライオン通商店街振興組合 事務局
TEL:087-851-2421 / FAX:087-897-4004